

会員各位

白葉会事務局

総 会 報 告

令和 5 年 6 月 17 日（土）、下野市石橋の新石橋公民館で瀬端徹校長先生を来賓にお迎えして、第 36 回定期総会を開催致しました。新型コロナウイルス感染問題の完全終息とは言えない状況ですが、今年度は総会をはじめ、研修会の開催や PTA 親善球技大会への参加も行うことと致しました。

事業報告及び計画、収支決算及び予算、役員改選につきましては原案通り総会にて可決されましたので、ご都合で総会に出席できなかった会員の皆様に郵送にてご案内させていただきました。



1. 令和 4 年度事業報告

(令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日)

実施日	事業内容	場所	参加者
令和 4 年 6 月 20 日（日）	第 35 回定期総会	魚いち（下野市石橋）	コロナ禍で開催せず
令和 4 年 9 月 12 日（日）	研修会	埼玉県方面	コロナ禍で開催せず
令和 4 年 11 月 3 日（木）	PTA 球技大会参加	石高校庭グラウンドゴルフ	参加者 21 名
令和 5 年 5 月 20 日（土）	役員会	下野市新石橋公民館	出席者 15 名

2. 令和 5 年度事業計画

(令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日)

実施日	事業内容	場所
令和 5 年 6 月 17 日（土）	第 36 回 定期総会	下野市 新石橋公民館
令和 5 年 9 月 17 日（日）	研 修 会	埼玉県方面 (状況により変更あり)
令和 5 年 11 月 3 日（金）	PTA 親善球技大会参加	石高校庭グラウンドゴルフ
令和 6 年 4 月 20 日（土）	総会資料作成会議	下野市 新石橋公民館
令和 6 年 5 月 18 日（土）	役員会	下野市 新石橋公民館

※PTA 親善球技大会では白葉会が強すぎる傾向が出ています。白葉会会員でグラウンドゴルフ初心者の方の参加を熱烈歓迎致します。是非参加してみてください。和気あいあいと、とても楽しいです。

3. 役員改選

小野友次会長が続投となりました。加えて、前PTA会長の吉澤光彦さんが副会長として役員となられ、がんばります！と力強いメッセージを頂きました、有難うございます。

令和 5 年度白葉会役員名簿

年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
役 職 名	氏 名	氏 名	氏 名
会 長	小野 友次	小野 友次	小野 友次
副会長	大手 正憲	大手 正憲	大手 正憲
	濱野 岳仁	永山 伸一	永山 伸一
	山本 郁夫	濱野 岳仁	濱野 岳仁
	荻野 治子	山本 郁夫	山本 郁夫
	本橋 成美	荻野 治子	荻野 治子
	江田 聡	本橋 成美	本橋 成美
	吉田 聡	江田 聡	江田 聡
	稲見 修治	中山 晴江	中山 晴江
	吉澤 光彦	吉田 聡	吉田 聡
		稲見 修治	
幹 事	村尾 捷利	村尾 捷利	村尾 捷利
	海老原 孝代	海老原 孝代	海老原 孝代
	石田 節男	石田 節男	石田 節男
	高山 利夫	高山 利夫	高山 利夫
	上野 知	上野 知	上野 知
	小島 福次	小島 福次	小島 福次
	稲田 由紀子	稲田 由紀子	稲田 由紀子
	左巻 健次		
庶務会計	中野 一子	中野 一子	中野 一子
	武石 美穂	武石 美穂	武石 美穂
監 査	永山 伸一	左巻 健次	左巻 健次
	中山 晴江	高間 房子	高間 房子
顧 問	平山 一範	平山 一範	平山 一範
	大木 悟	大木 悟	大木 悟

4. 白葉会 会員数

会員数 92 名 (6 月 17 日現在)

白葉会会則

- 1条 本会は「白葉会」と称し、事務所を栃木県立石橋高等学校内（下野市石橋 845 番地）に置く。
- 2条 本会は会員相互の親睦を深め、本校及び本校 PTA の発展に協力することを目的とする。
- 3条 本会は栃木県立石橋高等学校 PTA 役員・理事経験者及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。
- 4条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
 1. 会員の親睦を深めるための事業。
 2. 本校及び本校 PTA の発展に協力する。
 3. その他の事業。
- 5条 本会は下記の役員を置き、任期は 1 年とする。ただし再選を妨げない。
 1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 若干名
 3. 幹 事 若干名
 4. 庶務会計 若干名
 5. 会計監査 若干名
- 6条 本会は役員のおすすめにより顧問及び相談役を置くことができる。
- 7条 本会の役員は総会において選出する。
- 8条 本会に総会。役員会を置き、会長が招集する。総会は年 1 回（原則として毎年 6 月第 3 日曜日）定期的に開催し、必要あれば臨時に開催することができる。役員会は 必要に応じて開催する。
- 9条 本会の経費は寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 10条 本会の会計年度は 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。
- 11条 本会で 3 年間 1 回も本部と連絡をとらなかった者は会員の資格を失う。
- 12条 本会の会則は総会の決議によって改正することができる。
- 13条 本会則は昭和 63 年 9 月 4 日より実施する。

改正履歴

(平成 3 年 7 月 7 日改正)

(平成 8 年 7 月 7 日改正)

(平成 9 年 6 月 28 日改正)

(平成 10 年 6 月 28 日改正)

(平成 11 年 6 月 27 日改正)

(平成 12 年 6 月 18 日改正)

(平成 22 年 6 月 20 日改正)

(平成 24 年 6 月 24 日改正)

(平成 26 年 6 月 29 日改正)